

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）</p> <p>第6章 雑則（第46条—第50条）</p> <p>第7章 罰則（第51条・第52条）</p> <p>附則</p> <p>（喫煙等）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>（住宅用防災機器）</p> <p>第31条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（<u>住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。</u>）は、次条及び第31条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）</p> <p><u>第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第45条の4）</u></p> <p>第6章 雑則（第46条—第50条）</p> <p>第7章 罰則（第51条・第52条）</p> <p>附則</p> <p>（喫煙等）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者（<u>所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。</u>）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>（住宅用防災機器）</p> <p>第31条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者は、次条及び第31条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

第5章の2 屋外催しに係る防火管理  
(略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理  
(略)

第5章の3 防火対象物の消防用設備  
等の状況の公表

第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火  
対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断  
に資するため、当該防火対象物の消防用設備等(法  
第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。)  
の状況が法、令、消防法施行規則(昭和36年自治  
省令第6号)又はこの条例の規定に違反する場合  
は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする  
ときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通  
知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象  
物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定  
める。